

# 社会福祉法人たちばな会 役員等報酬規程

平成28年11月21日制定

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人たちばな会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員及び役員(理事及び監事)（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものである。

## (役員等の報酬)

第2条 当法人の役員等には、報酬は支給しないものとする。

## (費用弁償)

第3条 役員等が、評議員会、理事会及び監事監査に出席した場合、又は法人の職務に関する業務の遂行及び研修のため理事長の命により出張した場合は次のとおり費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

2 費用弁償は実費相当分とし、交通費、宿泊費及び日当とする。

(1) 評議員会、理事会及び監事監査に出席した場合の費用弁償

	交通費	日当
3時間以内の場合	700円	2,300円
〃 を超える場合	700円	4,600円

(2) 出張の場合の費用弁償

	交通費	宿泊費	日当
3時間以内の場合	職員旅費規定に準じて支給する。	なし	2,300円
〃 を超える場合	(但し、浜松市内の場合は一律700円)	なし	4,600円
宿泊を伴う場合	職員旅費規定に準じて支給する。		4,600円

## (改 廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

## 附則

1. この規程は、平成29年4月1日より施行する。